

2026 年度 JAPAN MALL 事業

「中国 EC・デジタル関連法規対応・情報発信にかかる業務委託」における公募について

2026 年 4 月 14 日

日本貿易振興機構上海代表処

所長 天野 真也

JAPAN MALL 事業において日本企業の中国向け EC 販売を支援する際、電子商務法、広告法、越境 EC 法、税関法、消費者保護法、SNS 関連規制、製品品質法、食品安全法、商標法、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法など、中国 EC 特有の法令・規則に留意する必要がある。とりわけ、支援企業の多くが中堅・中小企業となる本事業においては、ジェットロ職員が日本企業とバイヤーとの商談に先立ち、EC 関連法規の専門家による助言を受けながら法規の留意点を広く普及啓蒙することが不可欠である。加えて、本事業において日本商品の販促を目的とした中国 SNS 等による情報発信等を行う際、EC 関連法規への抵触リスクを避けるため、ジェットロ職員が専門家の助言を受けながら対応する必要がある。本業務を外部委託するにあたり、委託する法律事務所を募集します。応募を希望される場合には、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

I. 業務委託内容：

受託者は以下（１）～（５）のすべての業務に対応が可能であること。

（１）相談対応（E-mail・電話・面談・Zoom 会議など）

（i）ジェットロ担当者による依頼に基づいて、ジェットロ職員に対し以下の相談対応を行う。

①E-mail による相談に対し、書面にて回答を行う。日本語で A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度の回答を 1 件とする。

②電話による相談に対して口頭にて回答を行う。原則 1 時間単位とする。1 時間に満たない場合は 15 分単位で精算する。

③対面またはオンライン会議（Zoom 等を利用）にて質問対応を行う。日程は事前に調整のうえ決定。原則 1 時間単位とする。1 時間に満たない場合は 15 分単位で精算する。

（ii）上記の各種相談対応につき、回答内容を指定報告書の様式でまとめ、相談対応後素早くジェットロ担当者に提出すること。

（２）リーガルチェック

ジェットロ担当者による依頼に基づいて、ジェットロ上海が運営する SNS（WeChat（公衆号と视频号）、Weibo、小紅書、今日頭条、TikTok）発信予定の内容のリーガルチェック及び

ライブ配信原稿内容のリーガルチェックを行い、ジェットロ担当者指定の様式（E-mail、電話等）にて回答を行う。発信 1 件あたりの単価にて単価精算とする。発信 1 件は中国語の文字数で 800 文字以内を目安とする。

（3）法令情報提供

- ①中国政府あるいは中国地方政府等が公布した法令、通知などをジェットロ担当者による依頼に基づいて和文に翻訳する。また、納品前にリーガルチェックとネイティブチェックを行う。原文 1 文字あたり単価にて精算する。なお、翻訳文に加えて、当該法令等の趣旨、目的、内容とその効果（想定される日系企業への影響等）について簡潔にコメントを付すこと。
- ②ジェットロが事業遂行にあたって注意すべきと受託者が判断した法令の新規公布や改正等があった場合には、ジェットロに事前相談のうえ、その概要および法令施行・改正による影響等を書面（A4 用紙 1 枚（1,200 字）程度）で報告する。ジェットロ担当者が検収のうえ認められたもののみ、「提供資料」1 件として認定する。

（4）セミナー等による情報提供

ジェットロから依頼があった場合には、中堅・中小企業を中心とする日本企業等を対象に、電子商務法、広告法、越境 EC 法、税関法、消費者保護法、製品品質法、食品安全法、商標法、SNS 関連などの法令や規則を中心とする最新情報、その他中国各エリアの関連情報について、セミナー（ウェブセミナー）等による情報提供等を行う。また、当日のセミナー（ウェブセミナー）対応に加えて、ジェットロから依頼があった場合には、録画収録についても対応すること。講演および質疑応答にかかる対応時間のみを委託費の対象とし、原則 1 時間単位とする。1 時間に満たない場合は 15 分単位で精算する。講演資料作成時間やセミナー会場への移動時間は委託費の対象外とする。

（5）レポート作成

ジェットロから依頼があった場合には、電子商務法、広告法、越境 EC 法、消費者保護法、製品品質法、食品安全法、商標法、SNS 関連などの法令や規則を中心とする最新情報、その他中国各エリアの関連情報について、レポートを執筆し、提出する。

【付随業務等について】

（1）相談業務の詳細報告書の作成

各種相談対応につき、回答内容をジェットロ指定の報告書の様式にまとめ、相談対応後素早くジェットロ担当者に提出すること。

（2）年度報告書の作成

ジェットロ指定の様式にて年度報告書を作成し、2027 年 3 月 19 日までに、ジェットロ担当者

宛に提出すること。

II. 業務委託料

本業務に基づき支払われる業務委託料は別紙1の通りとし、出来高払いとする。ただし、年間42,600人民元を超えないものとする。

- (1) 単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。なお、年間予定数量は想定数であり、確約するものではない。
- (2) 業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託料に含まれるものとし、ジェットロは負担しない。
- (3) 当該契約締結先のジェットロ事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託料に含まれるものとする。ただし、ジェットロが別途指定した場所にて業務を行う場合は、実施にかかる交通費等をジェットロの負担とすることができる。
- (4) 年度報告書の提出後、別紙明細単価に基づき、実際の対応件数にて請求し、ジェットロ上海は確定金額を法律事務所に支払う。

III. 募集社数

数社程度

IV. 契約形態

ジェットロ上海代表処と法律事務所採択者（法人）との間で業務委託契約及び秘密保持契約を締結

V. 契約期間

契約締結日 ～ 2027年3月19日（金）

VI. 応募方法

- (1) 応募書類
 - ① 応募申込書（別添様式）
 - ② 応募者の関連業界での実績・経験、所属先概要等を示す資料
- (2) 応募書類提出期限
2026年4月22日（水）まで
- (3) 提出先（担当部課）
ジェットロ上海代表処（担当：呉）
所在地：上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心2112室
E-mail：PCS@jetro.go.jp
TEL：86-21-6270-0489（内線1902）

※メールで応募書類を提出される場合には、必ず件名に「【JAPAN MALL 事業】」と記入願います。

VII. 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面談（別途日時をご連絡します）

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由についてはお答えできません。

VIII. 応募条件

- ・ 応募に必要な書類、記載事項に不足がないこと。
- ・ 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- ・ 原則日本語を使用した業務が可能であること。ジェットロが指定した場合には、中国語での対応・納品とする
- ・ 応募者の主たる事業拠点が当地あるいは業務遂行可能な近隣地であること。応募者に所属先がある場合は、所属先が当地の現地法人または支店であること。
- ・ 応募者に所属先がある場合は、本事業の委託業務実施について所属先の了解が得られていること。
- ・ 応募者（応募者に所属先がある場合はその所属先を含む）が過去に刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ・ 本事業の遂行にあたり、応募者の健康状態に支障がないこと。
- ・ 本事業及び他のジェットロ事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・指導姿勢等に重大な問題、または事務手続、業務報告等において重大な問題を起こしていないこと。

選考にあたっては上記に加え以下を総合的に勘案し採択者を決定します。

- ・ 本事業の実施目的や趣旨を理解し、本事業の成果向上に意欲的であること。
- ・ 自己の能力発揮ならびに最新情報や知見の収集活用に積極的であること。
- ・ 当地での事業経験、事業展開支援経験が豊富であり、相応の専門知識、知見、人脈を有していること。
- ・ 本事業の遂行に必要な業務時間が十分に確保でき、要望に迅速に対応できること。
- ・ 応募者が有する知見及び本事業遂行により得た経験・ノウハウ等をジェットロ及び他の委託先と積極的に共有するなど、本事業の効率的、効果的な運営に協力的であること。

IX. 個人情報取扱い

本公募に関わる個人情報は適切に管理し、本事業の業務委託先選定、実施、運営のために

利用します。個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針 (<https://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理・運用します。

X. 留意事項

- (1) 受託者には、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者が事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁じます。
- (3) ジェトロに納品する各種資料、報告書、原稿及びこれに類するものは、電子媒体（※様式等は別途ジェトロが指定）での提出とする。
- (4) 本委託業務にかかる各種成果物（報告書を含む）の著作権は原則委託者であるジェトロに帰属し、ジェトロは同内容を編集・加工、対外公開（ウェブサイトへの掲載を含む）、配布等できることとする。それが難しい場合には、第三者への提供を含む利用権をジェトロに付与すること。利用権の場合、出版物、メールマガジン、ウェブなどジェトロの情報発信ツールにて情報提供が可能であること。
- (5) 委託業務内容のI.(5)のレポートを作成する場合には、以下の点に同意すること。
 - ✓引用や参考文献がある場合には脚注等で出所（URL等）を記載すること。
 - ✓作成時点や執筆者の記載については、ジェトロに相談のうえ決定すること。
 - ✓レポートのウェブサイト掲載にあたって、受託者は掲載用最終原稿の確認を行うこと。
 - ✓内容に変更が生じた場合（法改正等）、受託者はジェトロに連絡すること。
 - ✓内容に疑義が生じた際には、ジェトロから受託者に対し問い合わせや修正依頼が可能であること。
- (6) 本業務実施において必要な人員の交通費や宿泊費等については、受託者の負担とすること。
- (7) ジェトロ等との面談で発生した交通費等も受託者の負担とすること。

以上

【添付資料】

- ・別紙 2026年度JAPAN MALL事業「中国EC・デジタル関連法規対応・情報発信にかかる業務委託」明細書